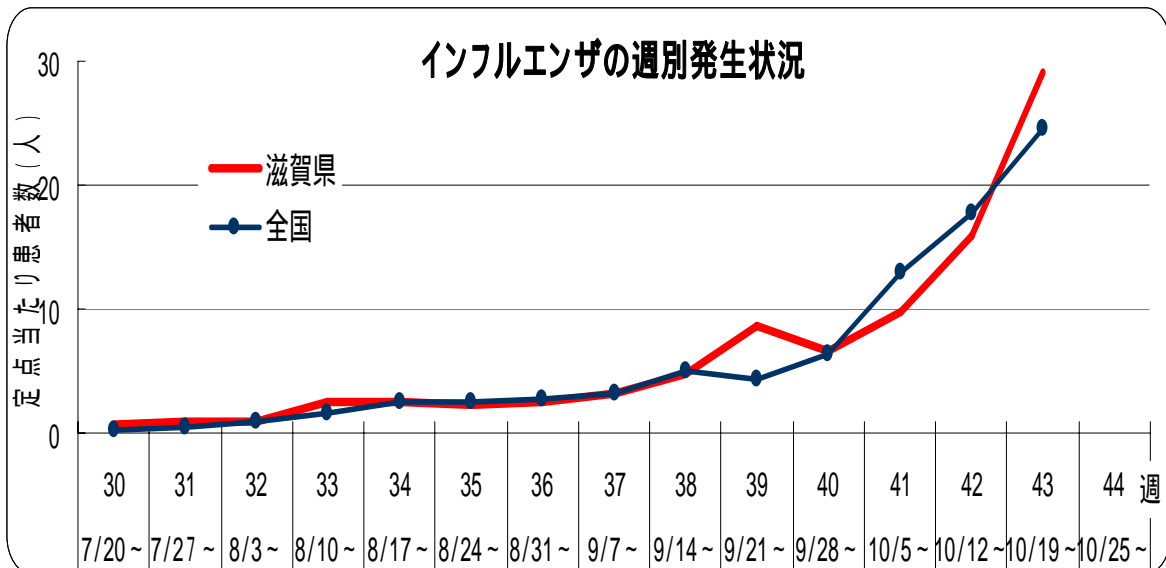


= インフルエンザの流行警報を発令しています =

インフルエンザの流行を把握する調査(感染症発生動向調査事業)において、27日に一定点医療機関あたりの患者報告数が29.13となったことを受けて、“インフルエンザ流行警報”を発令しております。

検査状況から、現在のところ全て新型インフルエンザと考えられます。



「うつらない!うつさない!」の具体的な行動(アクション)

- 1 こまめな手洗い、うがいの励行
- 2 咳エチケットの実施
- 3 持病を持つ方は、かかりつけ医(かかりつけ産科医等)に感染した時の受診方法・療養について相談し、確実に実行してください。
- 4 受診時は、必ず電話をしてマスクを着用してください。
- 5 深夜の受診は、重症患者への対応が最優先されることから控えてください。
- 6 夜間休日時間帯での受診のご相談は、小児救急電話相談(#8000)や滋賀県救急医療情報ネット(地域によって電話番号が異なります)をご活用ください。
- 7 陰性証明・完治証明を求めての受診はおやめください。

なお、滋賀県では、今回の警報発令に伴い、各種集会やスポーツ等の催し物の開催について、一律な自粛はいたしません。

「催し物会場で新型インフルエンザの感染拡大を防ぐために(平成21(2009)年9月10日掲載)」をご参照願います。